長期保証【品確法】

項　目	基本的性能	保証期間	性能基準・不具合事象	個別免責事項
基礎 （アプローチ・ポーチ・玄関土間・犬走り・テラス・エコキュート土台等は含まない）	上部構造の水平支持	10年	①構造耐力上支障のある亀裂 ②建物の対角線上で傾斜の程度(離れた 2点間の距離が3m以上で6/1000を超える不同沈下)。	①コンクリートの材質的な収縮に起因する構造上、特に支障のない亀裂。 ②基礎補強・地盤改良等、当社が施工の検討及び施工を行わなかった場合の基礎に掛かる保証。
軸組 (土台・柱・はり・桁・筋交い・耐力壁・小屋等)	荷重の支持	10年	①構造耐力上支障のある亀裂・腐朽。 ②柱・はりのねじれ・傾斜による壁の盛り上がり等。（離れた2点間の距離が柱2m梁 3m以上で6/1000を超える傾斜） ③仕上げ材から下地又は構造材にまたがったひび割れ。	①構造上特に支障のない亀裂・すき間・木やせ。 ②ヒラタキクイムシ・白蟻等による食害。 ③床下換気口・屋根裏換気口がふさがれていた場合。
床 (表面仕上げ部分・排水等の目的で勾配を設けられたものを除く。)	水平支持	10年	①構造耐力上支障のある亀裂。 ②離れた2点間の距離が3m以上で 6/1000を超える傾斜。	①構造上特に支障のない亀裂・すき間・木やせ。 ②ヒラタキクイムシ・白蟻等による食害。 ③床下換気口・屋根裏換気口がふさがれていた場合
壁(内壁) (内装・開口部分・建具・外装の表面仕上げ部分を除く。)	荷重の支持	10年	①構造耐力上支障のある亀裂・腐朽。 ②柱・はりのねじれ・傾斜による壁の著しいたわみ・盛り上がり・表面仕上げ材の破損等。	①構造上特に支障のない亀裂・木やせ。 ②ヒラタキクムシ・白蟻等による食害。 ③下地材料の収縮による内壁表装仕上げ材の軽微な亀裂又は、すき間。
壁(外壁) 屋根 ベランダ防水部分ベランダドレン部分バルコニー	防水	10年	①室内への雨漏り。 ②雨水の浸入による室内仕上げ材の汚損。 ③雨水の浸入による構造躯体・部材の著しい損傷。 ④仕上げ材及び下地材にまたがったひび割れ・欠損。 ⑤複数の乾式仕上げ材にまたがったひび割れ・欠損。 ⑥居室上部の防水上支障のある防水層の劣化・ひび割れ。	①シーリング部分の止水性能の劣化。 ②台風・暴風雨等の一時的な漏水。（開口部） ③枯葉等の異物のつまりに起因する場合 (特にベランダ、ルーフバルコニー) ④敷地内冠水による、基礎内への浸水。 ⑤家具・調度品等の汚損。（ニ次被害）

適用除外及び共通免責事項

1. 保証該当事項発生後、速やかに申出がなかったもの及び保証期間経過後に申出されたもの。
2. お引渡し前の立会い検査において、仕上部分のキズ、汚れ、その他目視可能なもので申出が無かったもの及びご承認いただいたもの。
3. 売買契約時点で採用されていた施工技術では、予測、予防することができない現象、または、これに起因するもの。
4. 引渡後、アグレ都市デザイン株式会社または、アグレ都市デザイン株式会社の指定する会社以外による増改築・補修・交換・移動・機器増設・地盤変更等の工事（バルコニー及び屋根上への重量物の設置または雪止めの設置、ベランダ、物干し、TVアンテナ、クーラー、水槽等を取り付ける行為を含む。）に起因するもの。
5. 地震、噴火、津波、台風、洪水、竜巻、暴風雨、集中豪雨、豪雪、落雷、異常寒波などの天変地異による場合、及び火災、爆発、浸水、暴動などの不可抗力に起因するもの。
6. 敷地周辺にわたる地盤の隆起・沈下等の地形の変動、地滑り、崖崩れ、断層、地割れ、土砂崩れ、土砂流出、地下水位変動等の予期できなかった自然・周辺環境の変化に起因するもの。
7. 塩害、公害等周辺環境に起因すると推定できる腐食、腐朽、錆等の損害。
8. 近隣の土木・建設工事または重量車両の通行等による震動及び地下水位低下等の影響によると推定できるもの。
9. 周辺外部からの落石・落氷に起因するもの。
10. 買主の支給資材、支給工事及びこれに起因するもの。また、アグレ都市デザイン株式会社が不適当と指摘したにもかかわらず、買主が採用させた材料及び施工方法に起因するもの。
11. 公共事業体などが行う電気・ガス・水道・電話・ケーブルテレビ工事等に起因するもの。
12. 買主または第三者の故意・過失（引越しによるキズ等）によるもの。
13. 瑕疵によらない経年変化、材料特性に起因する割れ、すき間、磨耗、錆、カビ、きしみ、変色、退色、変質、汚れ、自然乾燥による収縮等で使用上支障のないもの。
14. 押入れ、物入れ、家具等の背面の壁・床などの通気不十分な場所で下記事項に起因して発生する結露、カビ錆、汚れ。
    ①換気不十分な室内で暖房機器等の使用によって発生する水蒸気。②乾燥室以外での洗濯物乾燥によって発生する水蒸気。
15. 過度の暖房や乾燥による木材の収縮及び音・臭いなどの官能的現象で使用上支障のないもの。
16. 構造に影響を及ぼす重量物（ピアノ、本棚、水槽等）の不適切な設置、使用によるもの。
17. 居住性能に関して影響のない微小な音、震動、換気装置で除去可能な使用材料に起因する微細な臭気。
18. 通常想定される保証住宅の自然の劣化。
19. 植物の根等の成長及び小動物の害に起因する損害、機能不良。
20. メーカーの免責事項による。